

公共職業訓練の意義と内容

国及び都道府県は、その責務として

- ・ 職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施

- ・ 事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施

に努めなければならない(職業能力開発促進法第4条2項)こととされており、当該規定を受けて**離職者**、**在職者**及び**学卒者**に対する公共職業訓練を実施している。

離職者訓練

○ 国は、雇用のセーフティネットとして離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための**必要最低限**の職業訓練を実施。

○ これに加え、**都道府県**は**地域の実情**に対応するために、必要な訓練を実施。

【対象】 ハローワークの求職者**(無料)**

【訓練期間】 概ね3月～6月

【機構の主な訓練コース例】

・**施設内訓練**

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。(CAD/CAM科、テクニカルメタルワーク科、電気設備科 等)

・**委託訓練**

民間にできるものにおいては、専修学校、NPO等多様な民間教育訓練機関へ委託して実施。(OA事務コース、経理事務コース 等)

在職者訓練

○ 国は、ものづくり分野を中心に**真に高度なもの**のみに限定して職業訓練を実施。

○ **都道府県**は、地域の人材ニーズを踏まえ、**地域の実情**に応じた職業訓練を実施。

【対象】 在職労働者

【訓練期間】 概ね2日～3日

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。
(TIG溶接コース、フライス盤・NC旋盤実践技術コース、油圧制御技術コース 等)

【受講料】

1万5千円(機構の場合の平均受講料)

学卒者訓練

○ 国は、職業に必要な**高度な技能及び知識**を習得させるための職業訓練を実施。

○ **都道府県**は、職業に必要な**基礎的な技能及び知識**を習得させるための職業訓練を実施。

【対象】 高等学校卒業者等

【訓練期間】 1年又は2年

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。
(機械加工科、電子技術科、情報技術科、生産機械システム科 等)

【受講料】

年間39万円(機構の場合)

雇用のセーフティネットとしての失業者に対する訓練の意義

○ 失業者については、**失業期間が長期化するほど**、就職意欲の減退や職業能力の衰退が進行し、本人の就職可能性の低下が生じ、こうした状態を放置すれば、**人材の質の劣化、社会経済の生産性の低下**につながっていく。

○ したがって、こうした状態に陥ることを防ぐため、失業した場合に、**希望・能力に応じた訓練を受講する機会を提供し**、目標を持って能力を向上させることにより、**できるだけ短い失業期間で再就職を可能にすることが、雇用対策として不可欠**であり、このことは本人のためには勿論、**社会全体の負担の減少、生産性の向上**につながる。

○ 国の積極的雇用政策は、こうした考え方に立つものであり、**このような失業した場合に職業訓練を受けられる仕組みを全国にわたって保障することが雇用のセーフティネットとして重要**である。

都道府県の職業訓練の特徴と役割分担の現状

- ➡ 地域住民サービスの観点から、**地域の実情に応じ、地域産業に密着した職業訓練を実施。地域の基礎的な訓練ニーズ**に幅広く対応。
- ➡ しかしながら、県の規模によって、ノウハウ、技術革新に伴う訓練ニーズの変化への対応に大きな差が生じている。

○ 都道府県と雇用・能力開発機構との役割分担の考え方（都道府県アンケートより）

機構は離職者訓練、県は学卒を主に担当	21県
実施時期、地域、科目により役割分担	21県
機構は高度な訓練、県は基礎的な訓練	20県
機構はものづくり系、県は地場産業のニーズに対応	8県

（※複数回答）

○ 都道府県の職業訓練の**実績に大きな差異**。

* 都道府県離職者訓練（施設内訓練）の実施状況（平成19年度実績：年間）

A県 3,846人 ←————→ B県 0人 C県 0人 D県 0人

* 都道府県学卒者訓練の実施状況（平成20年度地方計画：年間）

E県 24科, 1,610人 ←————→ F県 2科, 42人（木工科、OAシステム科）

○ 都道府県の**訓練実施体制に格差** → 小規模県においては提供できる職業訓練科目に制約

* 都道府県訓練施設数、指導員数及び訓練科目種類数（平成20年度地方計画：年間）

E県 13校, 169人, 53科 ←————→ G県 1校, 14人, 8科

F県 10校, 200人, 28科 ←————→ H県 1校, 15人, 6科

（平成20年度当初において訓練科目の見直し無し。）

○ 都道府県の**職業能力開発関係業務従事者数に格差**

* 都道府県職業能力開発関係従事者数（平成19年4月1日現在）

I県 55名 J県 44名 ←————→ 3県 7名 6県 8名

国と都道府県の役割分担

※数値は平成20年4月1日現在

雇用・能力開発機構

※職業能力開発促進センター(62施設)
※職業能力開発大学校・短期大学校等(24施設)

雇用対策の観点から、セーフティネットとしての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練を行い、また、高度・先導的な職業訓練を開発し、普及させる。

離職者訓練

・主にものづくり分野が中心で民間にはできない訓練
・離職者の早期再就職を実現する訓練
(例)金属加工科、電気設備科、生産システム技術科
○平成19年度受講者 **約11万3千人**
○就職率 → 82.0%(施設内訓練)71.4%(委託訓練)

在職者訓練

ものづくり分野を中心に真に高度なものだけに限定した訓練
(例)チタンのTIG溶接施工と検査技術
○平成19年度受講者 → 約5万人

学卒者訓練

職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等2年間)
(例)生産技術科、制御技術科、電子技術科
○平成19年度受講者 **約7千人**
○就職率 → 98.4%

都道府県

※職業能力開発校(173施設)
※職業能力開発短期大学校(9施設)

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、地方公共団体としての産業施策や福祉施策と一体となり、関係機関との連携を図りつつ、雇用の創出や安定に向けた取組を実施する。

離職者訓練

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練
(主な訓練例) 溶接科、ビルメンテナンス科、造園科
(地域の実情に応じた訓練例)
陶磁器製造科、造船溶接技術科、ホテル・レストランサービス科
○平成19年度受講者数 **約2万8千人**
○就職率 → 73.6%(施設内訓練)67.7%(委託訓練)

在職者訓練

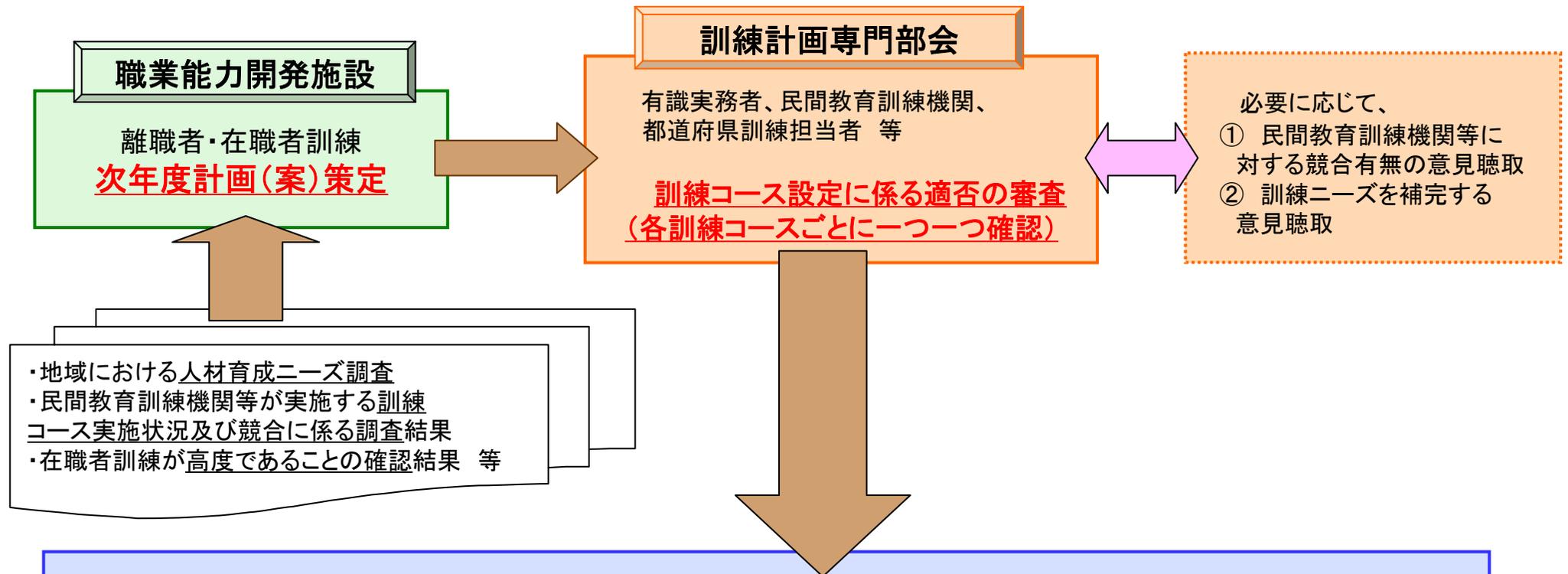
地域の人材ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた訓練
(主な訓練例) 電気工事科、機械製図科
(地域の実情に応じた訓練例) 観光ビジネス科、時計修理科
○平成19年度受講者数 → 約6万2千人

学卒者訓練

職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等1年間、中卒者等2年間)
(主な訓練例) 建築科、機械加工科
(地域の実情に応じた訓練例)
ホテル・旅館・レストラン科、陶磁器製造科
○平成19年度受講者 **約1万4千人**
○就職率 → 91.7%

民間との役割分担の徹底などによる訓練コースの見直し

- 各施設から半径40km圏内において、民間教育訓練機関等が実施する訓練コースとの競合がないか、訓練ニーズを踏まえた訓練設定としているか等訓練科の適否について、各都道府県に設置された「訓練計画専門部会」における審査に基づき決定。



- 民間教育訓練機関等が実施する訓練との競合が確認された訓練コースは改廃、地域の民間で実施していないものに特化。